

## 【別紙】

### 「秋田竿燈まつり」におけるドローンの使用禁止について

さて、ドローン（無人航空機）について、許可なく住宅密集地や空港周辺を飛ばずことを禁止する改正航空法が平成27年9月4日に参院本会議で可決、成立いたしました。

#### 【改正法要旨】

- 1 航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがある空域での飛行禁止
- 2 人又は家屋の密集している地域の上空について、国土交通省の許可なくドローンを飛行させてはならない。イベント開催時や夜間の飛行も原則的に禁止。

このことから、秋田竿燈まつりにおいても関係機関と協議の上、ドローンの使用を禁止することを決定いたしました。

#### 記

##### 使用禁止区域

- ・ 竿燈大通り
- ・ エリアなかいち
- ・ 各イベント会場  
(屋台村市役所会場、中央会場、ご当地グルメフェスティバル)
- ・ 交通規制を行っている場所